

耳納市民センターZEB 化改修工事設計等業務委託仕様書

1 委託業務名

耳納市民センターZEB 化改修工事設計等業務

2 業務の趣旨

本業務は、耳納市民センターを ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化して、温室効果ガス排出量を大幅に削減することを目的とする。

3 業務場所

耳納市民センター（福岡県久留米市善導寺町飯田 202 番地 6）

4 業務の内容

（1）設計業務

ア 基本設計

「令和 2 年度 久留米市既存公共建築物 ZEB 化可能性調査報告書（以下、「報告書」という）」における耳納市民センターの分析結果が最新の省エネルギー基準に適合するよう、以下①～⑤の調査・検討等を行い、エネルギー消費性能の再計算を実施する。また、耳納市民センターZEB 化改修工事の概算工事費を算出する。

- ① 現場調査
- ② 外皮性能の向上及び設備改修の検討（施設の利用状況の確認、検討含む）
- ③ 再生可能エネルギー設備などの導入検討
- ④ 建築研究所計算支援プログラム（標準入力法）を使用した ZEB 評価
- ⑤ 標準的な改修（報告書提案以外のガラス使用等）と比較した省エネ量、CO₂削減量、経済性分析
- ⑥ エネルギー消費性能再計算
- ⑦ 概算工事費の算出

イ 実施設計

耳納市民センターにて別紙「エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）算定結果」の一次エネルギー削減 Nealy ZEB 以上を達成するために必要な改修工事の実施設計を行う。本業務の実施にあたっては、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の活用を前提としているため、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）実施要領の内容に沿ったものとする。

詳細は「耳納市民センターZEB 化改修工事实施設計等業務委託特記仕様書」及び「久留米市建築設計業務委託共通仕様書」のとおり。

（2）コミッションング業務

市が行う地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付申請及び施工の管理において、実施設計における要求性能及び自らが行った提案の性能を確実に盛り込むためのコミッションング業務を行う。詳細は「耳納市民センターZEB 化改修工事設計等業務コミッションング業務特記仕様書」のとおり。

(3) 建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) 認証取得業務

(1) 及び (2) の結果を基に、建築物省エネルギー性能表示制度の第三者認証を行う機関へ申請を行い、ZEB の認定を取得すること。

5 提供データ

各特記仕様書に掲げる資料のほか、以下のデータを提供する。

- 令和 2 年度 久留米市既存公共建築物 ZEB 化可能性調査報告書
- 既存公共建築物 ZEB 化可能性調査 (抜粋)
- エネルギー消費性能計算プログラム (非住宅版) 算定結果
- 設備等改修案 (窓・空調設備・換気設備・照明設備)
- その他、受注者が求めるもので市が提供可能なもの
- 工事施工条件表 (作業時間等)

6 成果物の納品

(1) 基本設計業務 成果物

- ・ 4- (1) -ア ①～⑤の調査・検討等結果報告書 1 部
- ・ 同上⑥ エネルギー消費性能再計算結果報告書 1 部
- ・ 同上⑦ 概算工事費 1 部

(2) 実施設計業務 成果物 (特記仕様書に記載) 一式

(3) コミッショニング業務 成果物 (特記仕様書に記載) 一式

(4) 認証取得業務 成果物

- ・ 建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) 評価書 1 部
- ・ 省エネルギー評価結果表示用プレート 1 部

(5) 上記のデータ (CD-R 等市が指定する媒体) 1 部

(6) その他、久留米市が求める資料

7 検査

受注者は、各業務の完了後遅滞なく、成果品を提出すること。また、納品後に成果品に不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を行わなければならない。

8 支払い

年度内に完了検査を受けた業務について、年度内に支払いの請求を行うこと。

9 疑義

受注者は、業務実施に対し疑義が生じた場合は、発注者と協議し解決すること。

10 注意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。
- (2) 委託業務の実施にあたっては、事前に発注者と十分協議し、調査を行うこと。
- (3) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受注者が負担すること。
- (4) 成果品の管理及び帰属は久留米市とする。受注者は久留米市の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。また、関係機関から提供を受けた資料については、管理、保管を十分

に行うとともに、情報の外部への漏えいについては十分注意すること。

11 損害賠償責任

受注者は、本委託業務の履行の結果、受注者の責めに帰すべき理由により、久留米市に対し、損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

12 暴力団排除

受注者は、当該業務の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を久留米市に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害を受けた場合は、その旨を久留米市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに久留米市と工程に関する協議を行うこと。

13 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで。

なお、「4 業務の内容」に掲げる業務のうち、(1)は以下の期間とする。

- (1) 設計業務 ア 基本設計業務：令和7年9月30日まで
 イ 実施設計業務：令和8年1月30日まで

14 その他

- (1) 本業務は、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」に採択されなかった場合は実施しないものとする。
- (2) 太陽光発電設置に関して、「久留米市公共施設太陽光発電設備等導入事業」と連携、調整を行うこととする。
- (3) この仕様書に記載されていない事項については、久留米市と受注者の協議により決定する。